

柏原市立小・中学校
適正規模・適正配置基本方針

(案)

平成28年8月

柏原市教育委員会

目 次

第1章 基本方針策定にあたって

1. 策定趣旨	• • • • •	P 1
2. 基本方針の位置づけ	• • • • •	P 2
3. 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会からの提言	•	P 2
4. 基本方針の見直し	• • • • •	P 3

第2章 市立小・中学校の現状と将来推計

1. 児童・生徒数、学級数の推移	• • • • •	P 4
2. 通学区域	• • • • •	P 9

第3章 学校の適正規模・適正配置の必要性

1. 学校の役割	• • • • •	P 11
2. 教育環境の充実	• • • • •	P 11
3. 小規模校のメリット・デメリット	• • • • •	P 12

第4章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 検討する際の視点	• • • • •	P 14
2. 学校規模・通学距離の考え方	• • • • •	P 16
3. 適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合	•	P 17

第5章 適正規模・適正配置の方針

1. 再編整備の考え方	• • • • •	P 18
2. 開校に向けての進め方	• • • • •	P 18
3. 特に留意する事項	• • • • •	P 20
4. 各中学校区別方針	• • • • •	P 22

第1章 基本方針策定にあたって

1. 策定趣旨

柏原市は、昭和33年に市制が施行され、大阪市内まで約20分という恵まれた交通条件と住環境の良さが相まって、ベッドタウンとして急速に発展してきました。しかし、人口は平成9年の79,882人をピークに現在に至るまで減少傾向が続いており、平成28年6月末現在は、70,903人となっています。

また、全国的に少子化が進んでいるなかで、本市においても児童・生徒数は減少傾向にあります。平成28年度は、桜坂小中学校を除くと、小規模校^{※1}は、小学校で10校中4校（柏原東小、堅上小、堅下北小、国分東小）、中学校では6校中5校（柏原中、堅上中、国分中、堅下北中、堅下南中）になっています。

1学年1学級など、規模の小さな学校においては、一人ひとりが主役として活躍できたり、補充授業や個別指導などのきめ細かい指導が受けられる反面、集団の中で切磋琢磨して育つ機会が少なくなり、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくいなどの課題があります。

また、本市では平成19年度から堅上中学校区で小中一貫教育^{※2}を開始し、平成22年度堅下南中学校区、平成23年度堅下北中学校区と年々規模を拡大し、平成24年度には全中学校区において小中一貫教育を展開しています。今後、小中一貫教育を更に充実するためには、施設一体型の校舎や施設についても検討し、具体化のための基本方針を立てる必要があります。

一方、柏原市の地勢は、東部に信貴生駒山系、西部に大阪平野があり、大和川が市を南北に分断しています。また、山地から低地へと高低差に富んでいることから、土砂災害警戒区域^{※3}に指定されている地域・学校が多く、防災の観点も考え合わせた移転・再編等も含む学校整備を検討する必要もあります。

本市教育委員会では、平成27年5月、「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、これらの課題を解決し、市立小学校及び中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に役立たせるための方策をご検討いただき、平成28年3月に答申をいただきました。

審議会からいただきました答申を尊重とともに、パブリックコメントなど市民からの意見も踏まえ、本市における小・中学校の規模及び配置の在り方について基本的な考え方を整理し今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、子どもたちにとって良好な教育環境の整備に取り組みます。

※1 小規模校：法令上、学校規模の標準学級数とされている12学級に満たない学校。

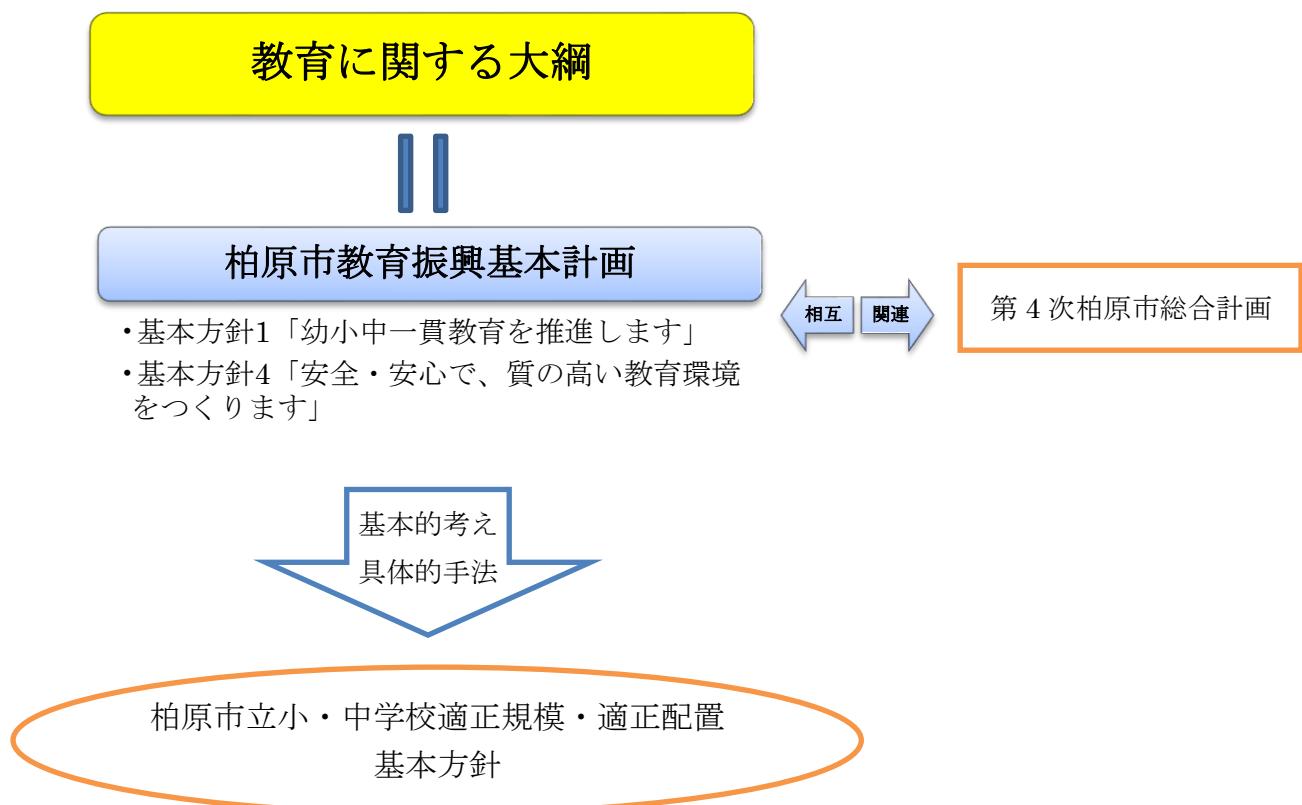
※2 小中一貫教育：小・中学校が目ざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目ざす教育のこと。

※3 土砂災害警戒区域：土砂災害防止法に基づき、大阪府が急傾斜地崩壊や土石流の発生するおそれのある箇所を調査し、指定した区域。

2. 基本方針の位置づけ

基本方針は、「教育に関する大綱」※に位置づけられている「柏原市教育振興基本計画～『かしわらっ子』の育成をめざして～」の基本理念を踏まえ、基本方針1「幼小中一貫教育を推進します」及び、基本方針4「安全・安心で、質の高い教育環境をつくります」に位置づけ、柏原市立小学校及び中学校のより良い教育環境と学校教育の効果的な実現を図ることを目的とします。

今後、基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図るものです。



3. 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会からの提言

審議会は、学識経験者として大学特任教授、公共的団体等の代表者として区長会代表、地区福祉委員会代表、青少年指導員協議会代表、こども会育成連絡協議会代表、PTA協議会代表、小・中学校長代表で構成され、柏原市立小学校及び中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に役立たせるため、次の柏原市教育委員会からの諮問内容について審議が行われました。

※ 教育に関する大綱：教育の目標や施策の根本的な方針。法律に基づき、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定するもの。

- (1) 市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化についての基本的な考え方に関すること
- (2) 小中一貫教育を推進する観点からの市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に関すること

審議にあたっては、各学校の児童・生徒数や通学距離などの基本的な資料のほか、土砂災害警戒区域図、柏原市内各小・中学校の歴史的変遷、学校規模によるメリット・デメリット、柏原市の小中一貫教育の成果と課題、中学校区別地域コミュニティーの現状等、様々な資料や小中一貫教育校*への視察をもとに、本市立小・中学校の将来的な規模・配置について審議していただきました。答申の提出をいただく際、審議会会長からは、答申内容を具体化することにより、児童・生徒のより良い教育環境を整備するよう強く要望されました。

4. 基本方針の見直し

基本方針策定後においても、引き続き社会情勢や人口推計の変化に注目する必要があります。状況の変化に対応するため、概ね5年毎に基本方針を見直します。

* 小中一貫教育校：小中一貫教育を行う学校の種類のひとつ。修業年数は現行と同じ小学校6年、中学校3年。
学校毎に校長や教職員組織がある。
他に小中一貫教育を行う学校の種類として「義務教育学校」がある。修業年数は9年。一人の校長の下、一つの教職員組織で一貫した教育を行う。

第2章 市立小・中学校の現状と将来推計

1. 児童・生徒数、学級数の推移

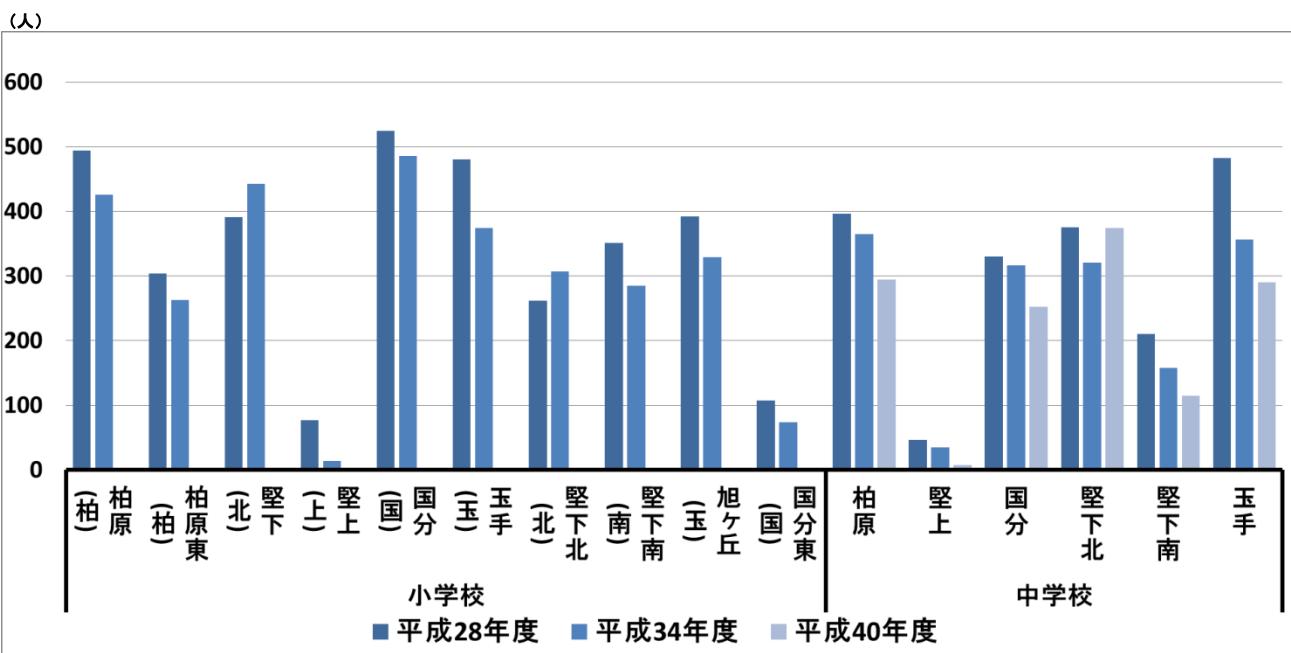
(1) 住民基本台帳による推移予測

住民基本台帳による児童・生徒数の推移予測は、実際に出生している子どもの推移ですので、小学校では平成34年度まで、中学校では平成40年度までの予測が可能です。それによると、平成28年度の児童数は3,383人ですが、平成34年度には、3,001人まで減少することが予測されます。また、平成28年度の生徒数は1,840人ですが、平成34年度には、1,551人、平成40年度には、1,333人に減少することが予測されます。

学校別児童・生徒数と推移予測（H28.5.1現在） [桜坂小中学校を除く]

表中の（ ）内は、進学中学校名を略したもの

	小学校										中学校					
	柏原 (柏)	柏原 東 (柏)	堅下 (北)	堅上 (上)	国分 (国)	玉手 (玉)	堅下 北 (北)	堅下 南 (南)	旭ヶ 丘 (玉)	国分 東 (国)	柏原	堅上	国分	堅下 北	堅下 南	玉手
平成28年度	494	304	391	77	525	480	262	351	392	107	396	46	330	375	210	483
平成34年度	426	263	443	14	486	374	307	285	329	74	365	35	316	321	158	356
平成40年度											294	8	252	374	115	290

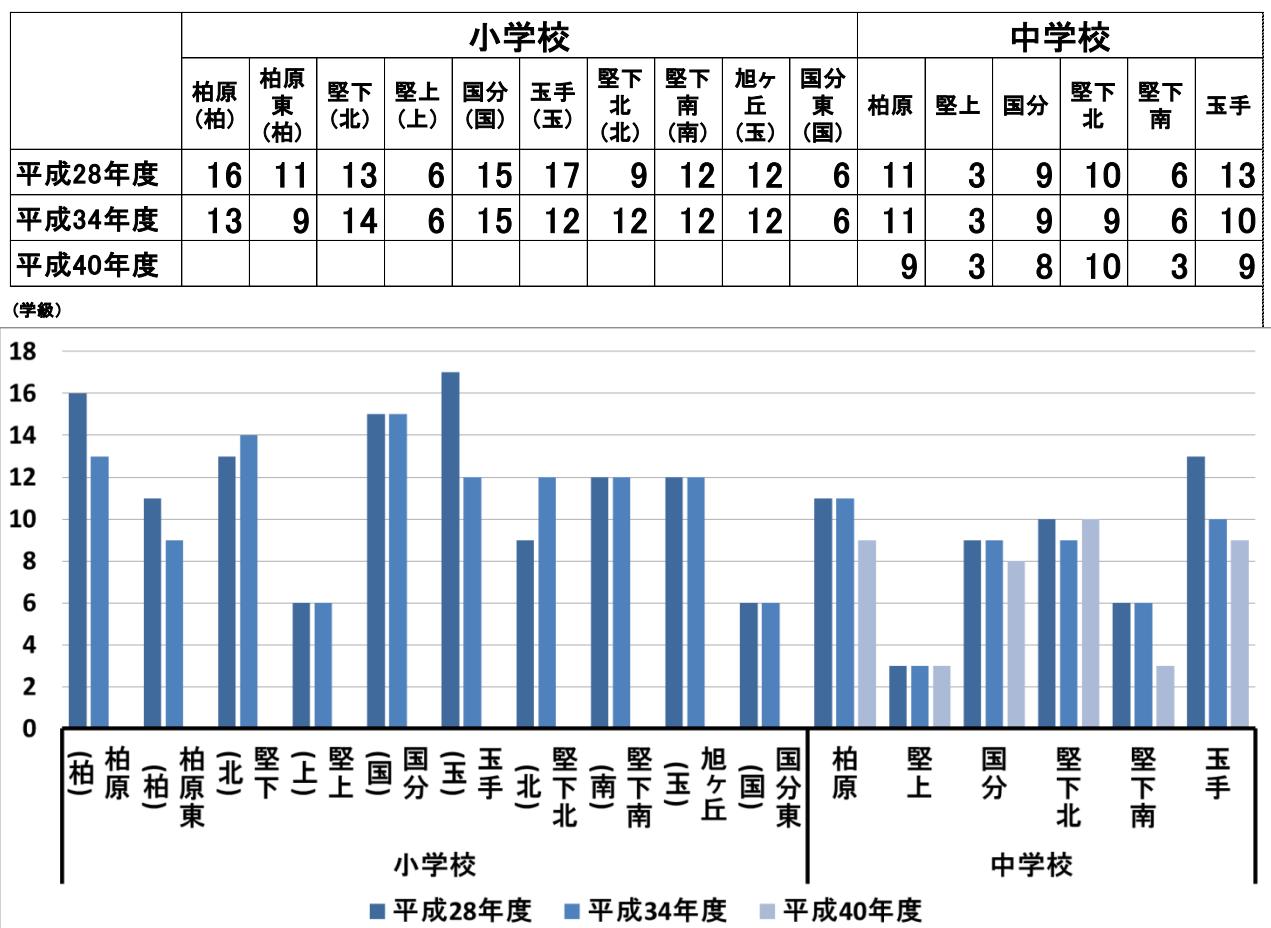


学級数は、児童・生徒数により決まりますので、児童・生徒数の減少に伴い、学級数も減少します。小学校では、昭和58年に194学級ありました（支援学級は除きます）。国分小学校は34学級、柏原小学校は30学級と、各学年に5から6学級がありましたが、平成28年度は最も学級数の多い小学校でも、玉

手小学校の 17 学級となっています。中学校では、昭和 62 年に 94 学級（支援学級は除きます）ありました。玉手中学校で 22 学級、国分中学校で 18 学級と各学年に 6~7 学級がありましたが、平成 28 年度の最も学級数の多い中学校でも 13 学級の玉手中学校となっています。学級数の推移予測は、平成 28 年度の小学校は 117 学級ですが、平成 34 年度には、111 学級に減少すると見込まれます。また、平成 28 年度の中学校は 52 学級ですが、平成 34 年度には、48 学級、平成 40 年度には、42 学級に減少すると見込まれます。

学校別学級数と推移予測（H28. 5. 1現在）

[桜坂小中学校を除く] [支援学級を除く]



(2) 人口推計による推移予測

(ア) 「日本の地域別将来推計人口」(出典：国立社会保障・人口問題研究所) による推移予測 **表1**

「日本の地域別将来推計人口」では、平成 22 年の国勢調査を基とし、平成 52 年までの 30 年間（5 年ごと）について、年齢（5 歳）階級別の将来推計人口を予測しています。

この予測値を基に、学校別児童（生徒）数及び学級数の推移を予測したものが表 1 となります。表 1 では、平成 52 年には小学校 10 校中 7 校が小規模校となることが予測されます。また、中学校では 6 校中 5 校が小規模校となることが予測されます。

(イ) 「まち・ひと・しごと創生柏原市人口ビジョン 将来人口推計」による 推移予測 **表2**

本市では、平成 28 年 2 月に策定した「まち・ひと・しごと創生柏原市人口ビジョン」において、独自推計による将来推計人口を予測しています。

この予測値を基に、学校別児童（生徒）数及び学級数の推移を予測したものが表 2 となります。表 2 では、平成 52 年には小学校 10 校中 2 校が小規模校となることが予測されます。また、中学校では 6 校中 2 校が小規模校となることが予測されます。

「日本の地域別将来推計人口」を基にした
学校別児童（生徒）数及び学級数の推移予測

表 1

小学校名		実績値
		平成28年
柏原小学校	学級数	16
	児童数	(494)
柏原東小学校	学級数	11
	児童数	(304)
堅下小学校	学級数	13
	児童数	(391)
堅上小学校	学級数	6
	児童数	(77)
国分小学校	学級数	15
	児童数	(525)
玉手小学校	学級数	17
	児童数	(480)
堅下北小学校	学級数	9
	児童数	(262)
堅下南小学校	学級数	12
	児童数	(351)
旭ヶ丘小学校	学級数	12
	児童数	(392)
国分東小学校	学級数	6
	児童数	(107)
全体	学級数	117
	児童数	(3,383)

推計値			
平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
12	12	12	12
(385)	(333)	(302)	(284)
8	6	6	6
(232)	(201)	(182)	(171)
12	12	12	8
(324)	(280)	(254)	(239)
6	6	6	6
(56)	(48)	(44)	(41)
12	12	12	12
(409)	(353)	(321)	(301)
12	12	12	12
(406)	(351)	(318)	(299)
6	6	6	6
(207)	(179)	(162)	(152)
12	12	8	8
(289)	(250)	(227)	(213)
12	12	12	8
(324)	(280)	(254)	(239)
6	6	6	6
(94)	(81)	(74)	(69)
98	96	92	84
(2,726)	(2,356)	(2,138)	(2,008)

児童数：国立社会保障・人口問題研究所出典『日本の地域別将来推計人口』（平成25年

3月推計）を基に試算

学級数：児童数を6で除した値を学年児童数とし、1・2年生35人学級、3～6年生40人学級で試算

中学校名		実績値
		平成28年
柏原中学校	学級数	11
	生徒数	(396)
堅上中学校	学級数	3
	生徒数	(46)
国分中学校	学級数	9
	生徒数	(330)
堅下北中学校	学級数	10
	生徒数	(375)
堅下南中学校	学級数	6
	生徒数	(210)
玉手中学校	学級数	13
	生徒数	(483)
全体	学級数	52
	児童数	(1,840)

推計値			
平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
9	9	9	6
(317)	(274)	(249)	(234)
3	3	3	3
(35)	(30)	(27)	(26)
9	6	6	6
(255)	(220)	(200)	(188)
9	9	9	6
(325)	(281)	(255)	(240)
6	6	6	3
(162)	(140)	(127)	(120)
12	9	9	9
(402)	(348)	(316)	(297)
48	42	42	33
(1,496)	(1,293)	(1,174)	(1,105)

生徒数：国立社会保障・人口問題研究所出典『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）を基に試算

学級数：生徒数を3で除した値を学年生徒数とし、40人学級で試算

※太枠内は、小規模校に該当

「まち・ひと・しごと創生柏原市人口ビジョン 将来人口推計」
を基にした学校別児童（生徒）数及び学級数の推移予測

表2

小学校名		実績値 平成28年
柏原小学校	学級数	16
	児童数	(494)
柏原東小学校	学級数	11
	児童数	(304)
堅下小学校	学級数	13
	児童数	(391)
堅上小学校	学級数	6
	児童数	(77)
国分小学校	学級数	15
	児童数	(525)
玉手小学校	学級数	17
	児童数	(480)
堅下北小学校	学級数	9
	児童数	(262)
堅下南小学校	学級数	12
	児童数	(351)
旭ヶ丘小学校	学級数	12
	児童数	(392)
国分東小学校	学級数	6
	児童数	(107)
全体	学級数	117
	児童数	(3,383)

推計値 (桜坂小中学校を除く)			
平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
14	14	14	18
(467)	(460)	(473)	(484)
12	12	12	12
(287)	(282)	(291)	(297)
14	14	14	18
(473)	(461)	(479)	(493)
6	6	6	6
(47)	(45)	(48)	(50)
18	18	18	18
(562)	(574)	(604)	(613)
18	18	18	18
(561)	(557)	(575)	(600)
12	12	12	12
(317)	(309)	(321)	(331)
14	14	14	14
(434)	(427)	(442)	(460)
14	14	14	18
(459)	(454)	(471)	(489)
6	6	6	6
(114)	(117)	(122)	(125)
128	128	128	140
(3,721)	(3,686)	(3,826)	(3,942)

児童数：「まち・ひと・しごと創生柏原市人口ビジョン 将来人口推計」（平成28年2月策定）を基に試算
学級数：児童数を6で除した値を学年児童数とし、1・2年生35人学級、3～6年生40人学級で試算

中学校名		実績値 平成28年
柏原中学校	学級数	11
	生徒数	(396)
堅上中学校	学級数	3
	生徒数	(46)
国分中学校	学級数	9
	生徒数	(330)
堅下北中学校	学級数	10
	生徒数	(375)
堅下南中学校	学級数	6
	生徒数	(210)
玉手中学校	学級数	13
	生徒数	(483)
全体	学級数	52
	児童数	(1,840)

平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
12	12	12	12
(383)	(374)	(370)	(388)
3	3	3	3
(25)	(23)	(22)	(25)
9	9	9	12
(339)	(338)	(350)	(370)
12	12	12	12
(409)	(388)	(384)	(408)
6	6	6	6
(220)	(216)	(212)	(226)
15	15	15	15
(509)	(511)	(504)	(533)
57	57	57	60
(1,885)	(1,850)	(1,842)	(1,950)

生徒数：「まち・ひと・しごと創生柏原市人口ビジョン 将来人口推計」（平成28年2月策定）を基に試算
学級数：生徒数を3で除した値を学年生徒数とし、40人学級で試算

※太枠内は、小規模校に該当

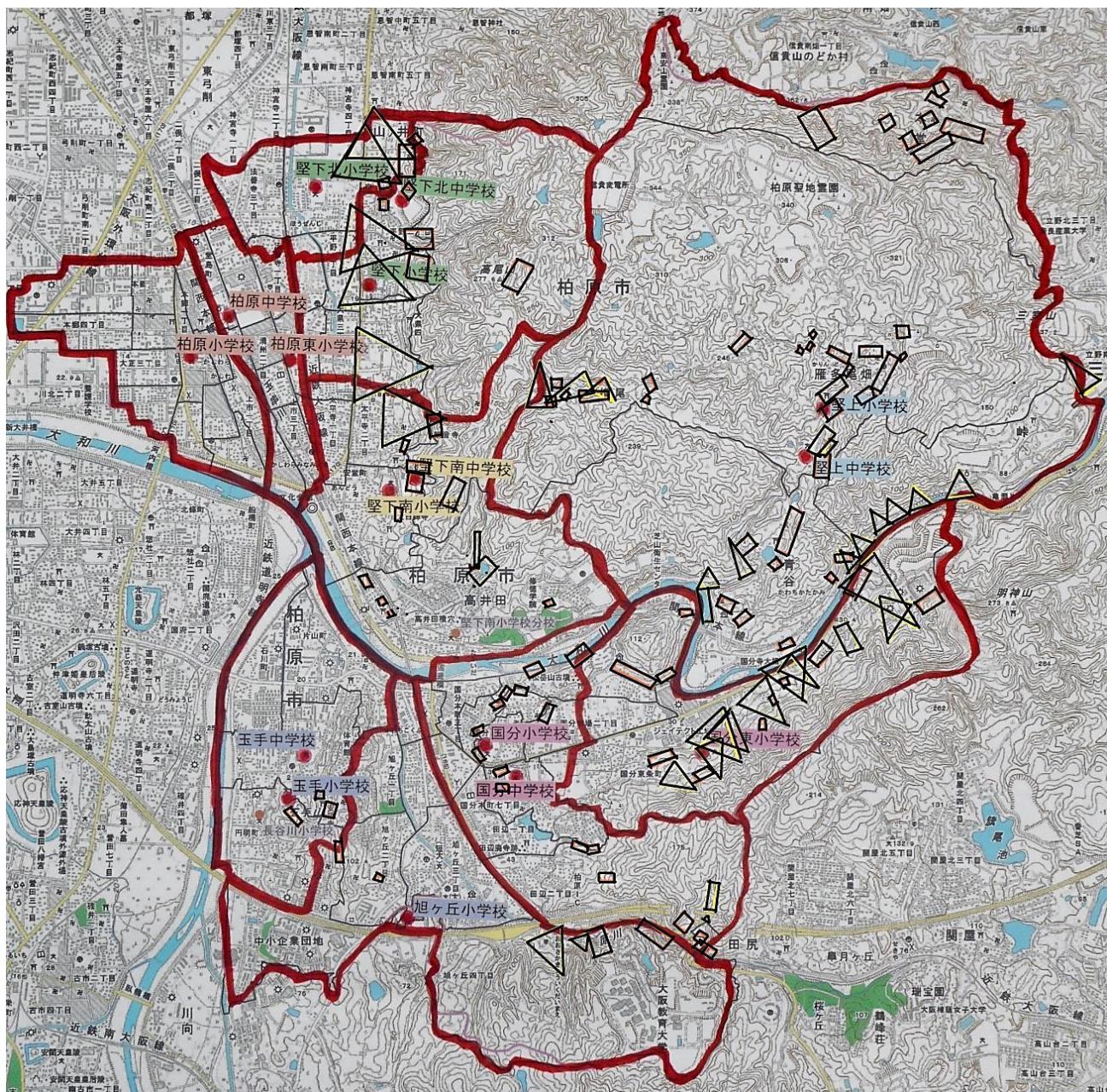
2. 通学区域

昭和 33 年に市制が施行された当時は、市内の小学校は 5 校（柏原小、柏原東小、堅下小、堅上小、国分小）と 2 分校（堅下小高井田分校、国分小玉手分校）、中学校は 3 校（堅上中、柏原中、国分中）でした。その後、堅下小は堅下小、堅下北小、堅下南小に分離、国分小は国分小、玉手小、旭ヶ丘小、国分東小に分離しました。中学校では、柏原中が柏原中、堅下北中、堅下南中に分離、国分中が国分中、玉手中に分離しました。それぞれの通学区域については、その都度、「通学区域審議会」で審議されてきました。その後、桜坂小中学校の開校と堅下南小高井田分校（堅下小高井田分校から改名）の廃校を経て、現在は小学校が 11 校、中学校が 7 校となっています。

小・中学校における通学区域については、適正な学校規模と教育内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るために、学校教育法施行令第 5 条に基づき、教育委員会が指定することとされています。指定の際には、児童・生徒数や通学距離、通学時間、通学上の安全性、道路、河川等の地理的状況、地域社会の歴史的経緯や地域の実態などについて考慮します。

柏原市は、市域の約 65% が山地で占められ、平地は約 35% となっています。また、府内で 2 番目に大きい大和川が市域中央を二分する形で東から西へ流れています。これに石川が南から合流しています。このように地勢が山地から低地へと高低差に富んでいることから、市内には「土砂災害防止法」に基づき大阪府が指定した「土砂災害警戒区域」が数多く点在しております。小・中学校合わせて 17 校の内 5 校が土砂災害警戒区域内にあります。

通学区域略図及び土砂災害警戒区域略図



第3章 学校の適正規模・適正配置の必要性

1. 学校の役割

学校は、児童・生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

同時に、小・中学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域コミュニティーの核としての性格を有することが多く、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

教育委員会では、児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標を達成するために市立小・中学校の適正規模・適正配置について検討していきます。現在の学級数や児童・生徒数の下で具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共に理解を図りながら進めています。

2. 教育環境の充実

学校の役割を充分に果たすためには、一定の規模の児童・生徒数が確保され、全学年でのクラス替えや学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成できる学級数が望ましいと考えます。また、児童・生徒数が増加することで教職員数も増加し、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団の形成も可能となります。バランスのとれた教職員集団では、指導方法等で協力し合ったり、課題解決のアイデアを出し合ったりする機会が増え、互いに切磋琢磨し、教職員の資質及び指導力の向上にも結び付きます。

また、教育委員会がこれまで進めてきた小中一貫教育は、小・中の教職員の組織的・継続的な教育活動による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）や、いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少）をはじめとする生徒指導上の諸問題の解消、児童・生徒の社会性の育成等を目的としています。学校規模や学校配置の適正化を進める際には、地域と学校のより密接な協働関係を構築し、施設一体型小中一貫教育校^{※1} や義務教育学校^{※2} の創設も視野に入

※1 施設一体型小中一貫教育校：小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている施設形態をとった小中一貫教育校。

※2 義務教育学校：小中一貫教育を行う学校の種類のひとつ。修業年数は9年。一人の校長の下、一つの教職員組織で一貫した教育を行う。

れた小中一貫教育を更に推進していきます。

3. 小規模校のメリット・デメリット

児童・生徒にとってのより良い教育環境の維持、向上の観点から、小規模校のメリット、デメリットを確認したうえで、学校規模と学校配置の適正化に取り組みます。

(1) 小規模校のメリット

【教育環境】

- ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を十分に設定できる。
- ・発表できる機会が多い。
- ・児童・生徒相互の人間関係が深まる。
- ・異学年間の縦の交流が活発に行える。

【指導体制】

- ・児童・生徒の一人ひとりに指導が行き届きやすく、学習内容の定着状況を的確に把握できる。
- ・補充授業や、個別指導を含めた、きめ細かい指導を行える。
- ・児童・生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員で共通認識できる。
- ・教材、教具などが、一人ひとりに行き渡りやすい。
- ・体験的な学習や校外学習などを機動的に行える。

【学校運営】

- ・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になる。
- ・施設・設備の利用時間等の調整を行いやすい。
- ・特色あるカリキュラムを編成しやすい。
- ・学校が一体となった活動を行いやすい。
- ・保護者や地域社会との連携を密に図れる。

(2) 小規模校のデメリット

【教育環境】

- ・集団の中で、多様な考え方に対する機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、意欲や成長が引き出されにくい。
- ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じる。
- ・集団の中で自己主張したり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、

社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。

- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
- ・集団内の男女比に極端な偏りが生じる可能性がある。

【指導体制】

- ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等を行いにくい。
- ・児童・生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
- ・組織的な体制を組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
- ・中学校では、各教科の教員をバランスよく配置できない。

【学校運営】

- ・一人で受け持つ校務分掌が多くなる。
- ・教員の出張、研修等の調整が難しくなる。
- ・児童・生徒一人あたりにかかる経費が大きくなる。
- ・PTA活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなる。

第4章 適正規模・適正配置の基本的な考え方

1. 検討する際の視点

本市では昭和33年に市制が施行されてから平成12年度までに、教育環境の維持、向上を目的に、増加する児童・生徒数に対応するため小学校5校、中学校3校を新設し、学級数の適正化を図ってきました。

今後は、児童・生徒数の減少に伴い市内小・中学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、児童・生徒の立場に立ち、より良い教育環境を維持、向上していくことが最も重要です。適正規模の学校では、小規模校のメリットを最大限にとりいれ、デメリットを最小限に抑えることが可能です。更に、児童・生徒数や学級数といった量的な側面だけでなく、教育活動や学校施設、地域コミュニティーや学校設置の歴史的経緯、防災や通学条件など様々な視点を持ち、総合的に検討するために、次の視点に基づき取り組みます。

(1) 地域とともにある学校

- (ア) 教育活動の充実による子どもの育成
- (イ) 通学条件の整備
- (ウ) 地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり
- (エ) 自然災害（土砂災害等）に対しての備え
- (オ) 学校設置や校区編成の歴史的経緯等に留意

(2) 小中一貫教育の更なる推進

(1) 地域とともにある学校

(ア) 教育活動の充実による子どもの育成

児童・生徒の立場に立ち、より良い教育環境を維持、向上するために、多様な価値観や考え方に触れ合えるような学習活動などの教育活動に関わること、クラス替えや多様な指導方法を可能とするなどの指導体制に関わること、教職員組織や保護者との連携などの学校運営に関わることなど、多面的にとらえます。

(イ) 通学条件の整備

通学路の状況（踏切・信号・横断歩道等の有無、登下校時間帯の交通量、防犯の観点等）を充分把握し、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努めます。また、子どもの負担が重い場合は、通学手段（自転車、スクールバス、鉄道等の利用）を検討します。

(ウ) 地域とともに育つ学校づくり、地域活性化に貢献する学校づくり

地域の方々と共に学び、育つ学校や地域コミュニティーの核としての学

校など、学校が受け持つ多様な機能にも留意し、保護者の声を重視しつつ地域住民の十分な理解と協力を得ることを大切にします。

(エ) 自然災害（土砂災害等）に対しての備え

市内には数多くの「土砂災害警戒区域」が点在していますので、避難所や防災拠点としての役割も兼ね備えた学校配置を考えます。

(オ) 学校設置や校区編成の歴史的経緯等に留意

通学区域にはそれぞれの設置経過や校区の歴史があり、一つひとつの学校は地域社会と深く結びついています。学校の統合や通学区域の変更が妥当と考えられる地域に関しては、その歴史的経緯に充分留意します。

(2) 小中一貫教育の更なる推進

柏原市は平成24年度から、「幼小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育を全ての中学校区で進めてきました。

成果としては、中学校区毎で共通の目標を掲げ、児童・生徒の9年間の育ちを小・中の教職員が協力して見守ろうという流れができました。「授業の内容がよくわかる」、「家で自分で計画を立てて勉強している」等、全国学力・学習状況調査のアンケートで肯定的な回答も増えています。また、いわゆる「中1ギャップ」で不登校になる生徒数やその割合も大阪府下に比べて大幅に減少しています。生徒指導面では、小・中で統一した観点で指導することにより、中学1年生の心理的負担が減少し、問題行動も減少したとの報告を受けています。

課題としては、まず一貫教育の開始年度や1小1中と2小1中といった中学校区の違いにより、取り組みの深まりに差が見られることです。また、全国学力・学習状況調査結果での数値に、明確な成果が表れていないこともあります。更に、全ての学校が施設分離型小中一貫教育であり、教職員や児童・生徒の移動に時間がかかるため、頻繁に交流活動や合同研修を行いにくい現状もあります。

教育委員会は、これらの課題を解消し、柏原市ならではの小中一貫教育を更に推進していくために、各中学校区において日常的に児童・生徒も小・中教職員も交流でき、小中一貫教育を推進しやすくするための条件整備を追求し、「施設一体型小中一貫教育校」や「義務教育学校」設置の可能性を検討していきます。

2. 学校規模・通学距離の考え方

(1) 学校規模

学校規模により、児童・生徒の教育環境、教員の指導体制、学校運営面などに様々なメリット、デメリットが生じます。国が標準としている学校規模は、小中学校ともに、1つの学校で12学級以上18学級以下です。

柏原市の実態を踏まえつつ、学校を一定の規模とすることにより、児童・生徒の教育効果をより高められるものと考え、適正規模についての基本的な考え方や望ましい規模を以下のように考えます。

【小学校】

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び合い、競い合い、助け合える環境づくりが必要です。全学年でクラス替えを可能とし、多様な学習活動が可能であること、更に同学年に複数教員を配置するためには少なくとも1学年2学級以上（学校単体で12学級以上）が必要です。

また、児童の学習活動に制約が生じることなく、充分な教育効果を得るために、図書室や理科室などの特別教室が週一回は使えることが望ましいので、時間割編成上、学校全体で24学級以下を適正規模とします。

【中学校】

教員数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により学級数で配置できる教員数が決まっています。

中学校における学習指導は、教科担任制であり、全教科に専門の教員を確保することが必要です。教員の配置定数や学校運営の観点により学校全体で9学級以上が必要です。

また、生徒一人ひとりの活躍する機会を十分確保でき、互いの人間関係が希薄にならない、教員が生徒一人ひとりの把握が十分できる、特別教室や体育館等の施設利用の面から教育活動に制約が生じない等、充分な教育効果が期待できることから、学校全体で15学級以下を適正規模とします。

上記から、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

本市の学校規模についての考え方

	小規模校	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下
中学校	8学級以下	9学級以上15学級以下

(2) 通学距離

通学距離は、通学条件の整備を考える上で、重要な観点となります。国は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」において、通学距離の基準は、小学校はおおむね 4km 以内、中学校はおおむね 6km 以内としています。柏原市ではこの基準を超える通学区域はありませんが、通学区域に山地を含む学校は、平地の学校に比べ通学路に高低差があるので、通学時の児童・生徒の負担を考慮する必要があります。

そこで、仮に今後統合が進んで市制施行時（昭和 33 年）の学校数（小学校 5 校、中学校 3 校）になったとしても、小学校の通学距離は約 3 km 以内、中学校では約 4 km 以内に収まるところから、柏原市の適正な通学距離は、安全確保を図りながら、徒步で通学する際の目安として、小学校ではおおむね 3 km 以内、中学校ではおおむね 4 km 以内とします。

本市の通学距離についての考え方

【小学校】 おおむね 3 km 以内

【中学校】 おおむね 4 km 以内

3. 適正規模を実現することが地理的条件等により困難な場合

学校が適正規模でない場合でも、地理的条件等で学校統合による適正配置が困難な場合も考えられます。その場合には、学習面、生活面、学校経営面等において、教育効果を高めるための様々な工夫ある取り組みを行う必要があります。

全学年が単学級の場合でも、「集団の中で、多様な考え方につれる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなり、意欲や成長が引き出されにくい。」等の小規模校のデメリットを緩和するために、話し合い活動を協同的にすすめ、互いの良さを経験させるなど、グループ活動を通じて思考の多様化を求める学習の場が必要です。そのためには、少なくとも 1 班 5 ~ 6 名編成で 4 ~ 6 班できる事が望ましいので、1 学年に 20 名程度の児童数、生徒数が望ましいと考え、以下のように整理します。

取り組みの工夫により教育効果を高めることが可能な最低限の学校規模

- 各学年に学級が存在している（複式学級ではない）
- 1 学年に 20 名程度の児童・生徒が在籍している

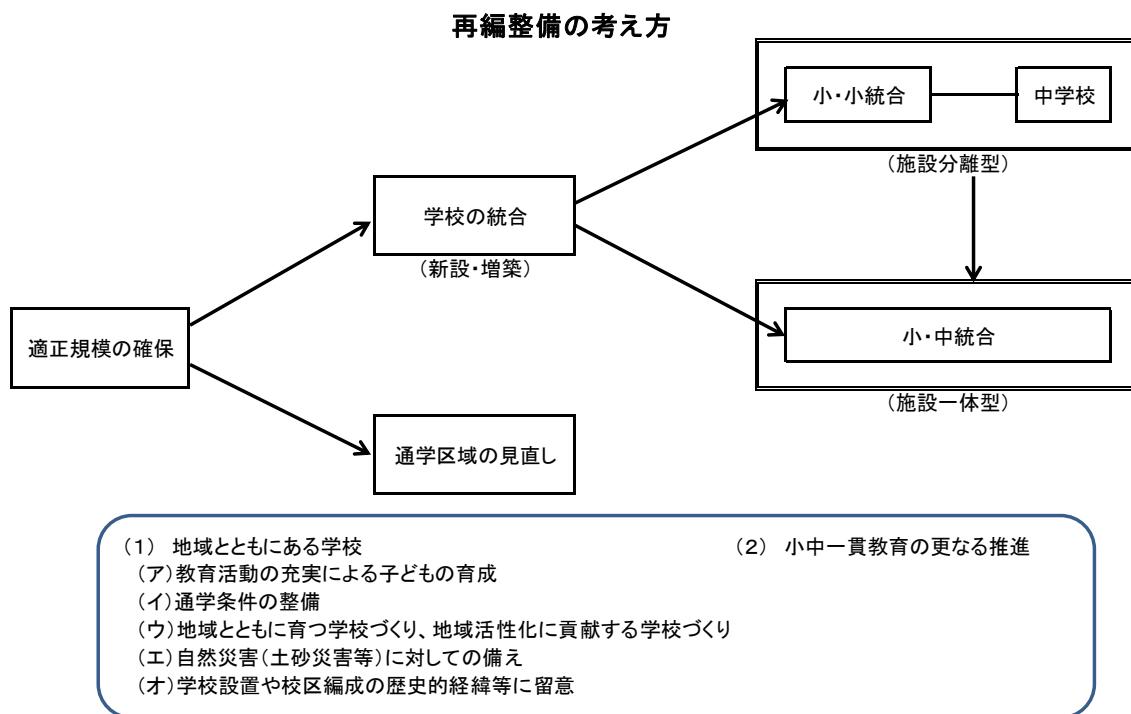
第5章 適正規模・適正配置の方針

1. 再編整備の考え方

学校の再編整備を考える際、今回については中学校の通学区域は基本的に変更せずに考えます。地域の活動は通学区域を単位に行っていることが多く、特に中学校の通学区域は古くから地域コミュニティーの単位となっており、その繋がりはとても強くなっているからです。更に教育委員会が進めている幼小中一貫教育は中学校を核として進めていることから、中学校の通学区域の変更や統合再編はこの基本方針では考えません。

児童・生徒数や学級数は、第2章「市立小・中学校の現状と将来推計」によって予測された数を基に考えます。そして、適正規模に満たない小学校において、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、適正規模を確保することを考えます。本市には大規模校はありませんので、小規模校への対策として「学校の統合（学校の新設統合、学校の増築統合）」、または「通学区域の見直し（拡大）」が考えられます。

学校を統合する場合は、小中一貫教育の更なる推進の観点も踏まえて、小学校同士の統合か、中学校も視野に入れた統合なのかも考えます。その際には、適正規模・適正配置を検討する際の視点を充分考慮して、学校の再編整備を進めていきます。



2. 開校に向けての進め方

学校の再編整備に伴い、通学距離、人間関係、校舎の配置等、当該校の児童・生徒、保護者、地域住民を取り巻く環境が大きく変わることが予測され

ます。説明会や懇談会等、様々な機会を活用し、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境の充実のための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていきます。

(1) 地域説明会の開催

学校の再編整備に向けて、対象校区の保護者や地域の方々に対する地域説明会を開催します。

(2) 地域懇談会の設置

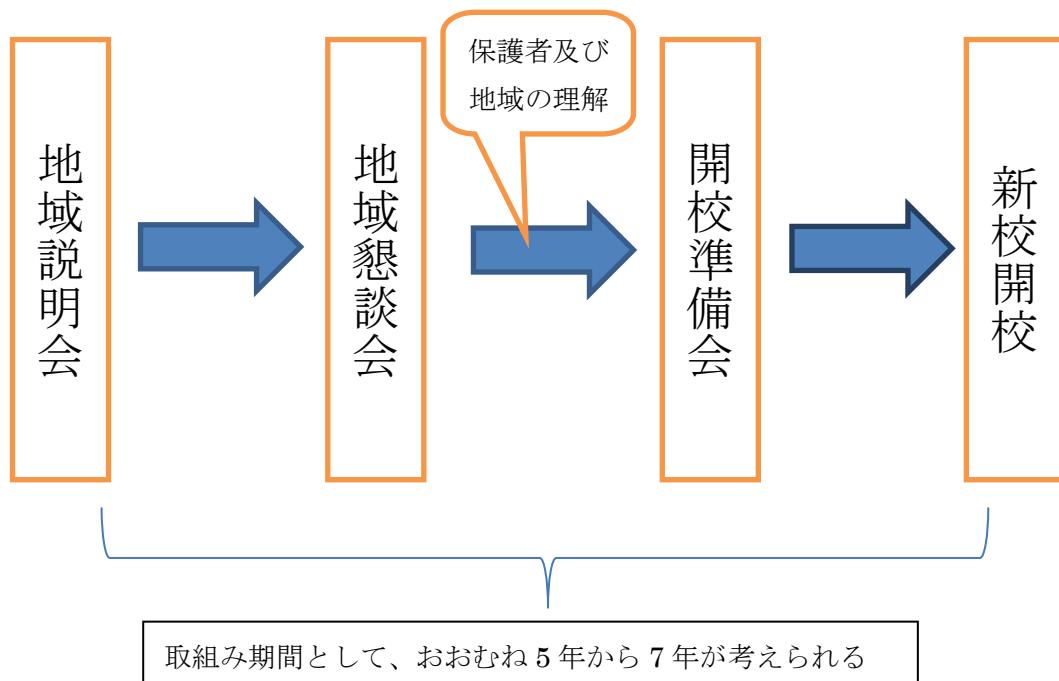
学校の再編整備の具体的な検討を行うにあたっては、必要に応じて対象校区の保護者、自治会など地域の方々と学校関係者で構成する地域懇談会を設置し検討します。また、検討された内容については、地域に情報提供します。

(3) 開校準備会の設置

新しい学校の開校までに検討すべき事項を協議するため、開校準備会を設置し、進めています。

(4) 新校開校までの期間

学校の再編整備については期間を定めて進めることはありませんが、再編整備の推進に際しては、各種の協議に相当期間を要することが予測されるところから、地元説明会から新校開校まで、おおむね5年から7年を要すると考えています。



3. 特に留意する事項

(1) 保護者・地域住民の理解

小学校同士の統合や施設一体型小中一貫教育校への統合にあたっては、保護者、地域住民等に対して、広く情報を提供し、丁寧な説明や意見の収集を行います。また、統合後の学校には、旧小学校がこれまで培ってきた歴史と成果を引継ぐなど、きめ細かな配慮のもとに統合についての合意形成を図りながら教育環境の充実について協議を進め、充分な理解と協力を得ながら進めていきます。

(2) 安全等に対する配慮

統合により通学距離が遠くなる場合や通学路が変更となる場合は、歩道の確保や防犯灯の設置など、児童・生徒の安全の確保に努めます。

(3) まちづくりとの連携

柏原市総合計画における各種施策や公共施設等総合管理計画及び再配置案との整合性も考慮しながら、関係部局とも連携を図り取り組みます。

土砂災害警戒区域内にある小・中学校についても、その解消について検討します。

(4) 義務教育学校設置の検討

各中学校区において進められてきている小中一貫教育を推進するための条件整備を追求し、できるところから「施設一体型小中一貫教育校」や「義務教育学校」設置を検討していきます。

(5) 学校施設の有効利用

学校施設を有効的に利用するため、地域住民の参画による体験活動や学習活動を実施するなど、社会教育の一環としての活用を図ります。

(6) 地域活動の拠点としての学校

学校は、地域社会と深い結びつきを持っており、地域の防災やスポーツ、文化活動等の拠点としての機能を持っています。統合を行うにあたっては、地域活動の拠点としての学校の在り方について充分検討すると共に、地域活動が後退することのないように配慮します。

(7) 学校跡地の公共的用途の優先的な検討

統合により生じた学校跡地については、公共施設等総合管理計画及び再配

置案に基づく公共施設の再配置等により、市民サービス拠点や防災拠点、文化拠点、にぎわい交流拠点等として活用することを優先的に検討してまいります。

4. 各中学校区別方針

柏原中学校区

柏原中学校

柏原小学校

柏原東小学校

基本的な考え方

柏原中学校、柏原小学校及び柏原東小学校を統合し、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指します。

具体的な方策（今後10年間）

施設一体型小中一貫教育校の設置を見据え柏原中学校の建替えを先行的に実施します。平成37年度を目標年度とし、柏原中学校の敷地内に2小1中を統合した施設一体型小中一貫教育校を設置します。

具体的な方策（今後11年目以降）

堅上中学校区

堅上中学校

堅上小学校

当面は現状を維持し、施設分離型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みを推進します。
将来的には、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指します。

校区での特色ある取り組み（小規模特認校制度）を継続・推進し、教育効果を高めます。

施設一体型小中一貫教育校を設置します。

※設置場所の検討も必要。

国分中学校区

国分中学校

国分小学校

国分東小学校

国分小学校と国分東小学校を統合し、1小1中による施設分離型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みを推進します。
将来的には、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指します。

学校規模の適正化を図るため、国分小学校と国分東小学校を統合し、施設分離型小中一貫教育を推進します。

平成43年度を目標年度とし、施設一体型小中一貫教育校を設置します。
設置場所については国分中学校を候補地として検討します。

堅下北中学校区

堅下北中学校

堅下小学校

堅下北小学校

堅下小学校、堅下北小学校それぞれの校区の児童数は増加傾向にあるため、当面は現状を維持し、施設分離型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みを推進します。
将来的には、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指します。

これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育の一層の充実を図ります。

施設一体型小中一貫教育校を設置します。
設置場所については堅下北小学校を候補地として検討します。

堅下南中学校区

堅下南中学校

堅下南小学校

当面は現状を維持し、施設隣接型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みを推進します。
将来的には、施設一体型小中一貫教育校の設置を目指します。

これまで進めてきた1小1中による施設隣接型小中一貫教育の一層の充実を図ります。

施設一体型小中一貫教育校を設置します。
※設置場所の検討も必要。

玉手中学校区

玉手中学校

玉手小学校

旭ヶ丘小学校

当面はそれぞれの学校が適正規模校として推移していくことが予測されるため、現状を維持し、施設分離型小中一貫教育の教育効果を一層高める取り組みを推進します。

施設分離型小中一貫教育の一層の充実を図ります。